

令和3年10月22日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

大林道路（株） 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

令和3年10月22日～令和3年11月4日（2週）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、北海道支社発注の「道央自動車道 札幌南地区舗装補修工事」において、令和3年7月6日、工事用車両の部材取付作業を行っていたところ、作業員が操作盤に触れ車両装置が作動し、別の作業員に接触して負傷するという安全管理措置の不適切による工事関係者事故を発生させた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第7号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以 上